

令和7年度(2025年度)入学者

はせ 長谷育英奨学生募集

郷土のあなたを応援します！

これまでに 583 人の奨学生を支援しています。



鳥取砂丘



佐治アストロパーク



三徳山



大山

募集の概要

募集対象者

鳥取県内に住所を有し、令和7年度(2025年度)に大学、短期大学、専修学校(2年制以上の専門課程)に入学しようとする者で、学業に優れ向上心があり、かつ経済的理由により就学が困難な者。

貸与額

1. 月額貸与(無利子)

月額40,000円、55,000円、65,000円から選択。
ただし、65,000円は私立大学の自宅外通学生に限ります。
貸与期間が4年間以上の者は、2年毎に月額の変更ができます。

2. 入学時奨学一時金(無利子)

第1学年の入学月から奨学金の貸与を受ける場合、希望により入学月の月額に30万円を増額して貸与を受けることができます。
(入学時奨学一時金だけの貸与はできません。)

募集人員

15人

貸与期間

令和7年4月から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで。

応募方法

在学している高等学校へ申し出てください。(既卒者は出身高等学校へ)

募集期限

令和6年 9月30日 (月)

【長谷育英奨学会について】

長谷育英奨学会は、鳥取市佐治町出身で東京・「八芳園」等の創業者 故 長谷 敏司の遺志を継いで、郷土の発展の礎である青少年の育成に貢献するため、平成5年に設立された育英奨学財団です。

平成6年度から大学生等に奨学金の無利子貸与を開始し、現在までに583人の奨学生に支援をしています。また、教育環境の充実を図る事業として、県内の高等学校と特別支援学校にトイレの擬音装置(1回)や行事用テント(3回)等の寄贈を行っています。

また昨年は、文化・芸術に触れる機会を増やすことで豊かな人間性の育成を目的とする事業として、地域高校生とプロ奏者達による夢の共演「木嶋真優ヴァイオリンコンサート×とっとりスーパーブラス」を実施しました。

令和7年度入学者 長谷育英奨学生募集要項(抜粋)

【応募資格】 次の要件をすべて満たしていること。

1. 令和7年度に大学等へ入学しようとする者。
2. 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き鳥取県内に住所を有する者の子等であること。
3. 高等学校第2学年時の学業成績の平均値が3.5以上であり、品行方正であること。(既卒者は第3学年時の平均値)
4. 申請者の属する世帯の年間所得が所得基準以下であること。(募集要項の【別表1】参照)
5. 他の奨学資金との併願は可能ですが、進学後に他の貸与奨学資金と併用しないこと。(例 日本学生支援機構・鳥取県育英奨学資金等)ただし、給付型奨学金の併用は認めず。

【結果通知】

令和6年10月下旬(予定)に申請者本人及び推薦高等学校等へ採用・不採用の通知をします。採用者については、大学等へ入学後、在学証明書・誓約書等の提出をもって貸与を開始します。(令和7年5月中旬予定)
入学時奨学一時金については、希望により入学前(4月初旬)に貸与することもできます。

【奨学金の返還】

奨学資金は無利子とし、貸与の終了から6ヶ月の据置き期間後に月賦または半年賦により返還していただきます。最長返還年数は、貸与総額により下表のとおり定められています。割賦額を多くして返還期間を年単位で短くすることもできます。また、就労初期の返還額を少なくする段階的返還制度もあります。

1. 主な返還例

区分	貸与月額	貸与総額	最長返還年数	返還月額
2年制	55,000円	132万円	11年	10,000円
	40,000円	96万円	9年	※ 8,890円
4年制	65,000円	312万円	18年	※14,450円
	55,000円	264万円	16年	13,750円
	40,000円	192万円	14年	※11,430円

2. 入学時奨学一時金を含む場合の主な返還例

区分	貸与月額	入学時奨学一時金	貸与総額	最長返還年数	返還月額
2年制	55,000円	300,000円	162万円	12年	11,250円
	40,000円		126万円	10年	10,500円
4年制	65,000円		342万円	19年	15,000円
	55,000円		294万円	17年	※14,420円
	40,000円		222万円	15年	※12,340円

※最終回に端数調整

3. 返還金残額を3年分以上繰り上げて一括返還(完了)した場合、**繰上金額分の1.2%を報奨金**として後日支払います。
4. 奨学資金の返還を怠った時は、6ヶ月毎に3%の延滞金が加算されます。
5. 当会の奨学金返還は、鳥取県の奨学金支援助成金制度の対象です。
詳しくは、「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」をご覧ください。

【その他】

1. 奨学生に内定した人が令和7年度に大学等へ入学しないときは、その資格を失います。
また、入学時奨学一時金を受領している場合はこれを速やかに返還しなければなりません。
2. 法定代理人は親権者またはそれに代わる人、また、奨学生内定後に提出する「誓約書」の二人目の連帯保証人は本人と住居・生計を別にする人で、原則としておじ・おば・きょうだい・いとこ等の所得や返還の資力がある成年者にしてください。
3. 奨学生に採用された人は、毎年4月末日までに前年度の学業成績表を提出してください。

～ 詳しくは当奨学会のHPの「募集要項」を参照してください ～



公益財団法人
長谷育英奨学会

〒680-0051 鳥取市若桜町39 ロゴス文化会館
TEL: 0857-21-1588 FAX: 0857-50-1617
HP: <https://www.haseikuei.jp> または「長谷育英奨学会」で検索

